

令和 6 年度第 2 回定例監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定例監査

2 監査実施日

令和 6 年 11 月 27 日（書類検査及び説明聴取を行った日）

3 監査の対象

令和 6 年度上半期（令和 6 年 4 月～令和 6 年 9 月）における財務に関する事務の執行状況及び金銭出納業務

4 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、住民等への影響、発生頻度等を検討し、事務項目ごとに、特に重要と考えられるリスク（重要リスク）を設定し、対応する監査の着眼点を次のとおり定めた。

項 目	重要リスク	監査の着眼点
(1) 収入・支出 事務	ア 不適切な経理が行われるリスク	(ア) 収入の確保及び収入手続きは適正に行われているか。 (イ) 支出負担行為及び支出手続きは適正に行われているか。
	イ 不正な現金の取扱いが行われるリスク	(ア) 現金の出納、保管及びその取扱いは適切に行われているか。
(2) 契約事務	ア 不当な契約が発生するリスク	(ア) 契約書、見積書等の関係書類が適正に整備されているか。 (イ) 契約の時期、方法及び手続きは適正か。 (ウ) 業者選定方法及び随意契約の手続きが適正に行われているか。
	イ 契約した内容が適切に履行されないリスク	(ア) 仕様書等の設計図書は的確に作成されているか。 (イ) 工事報告書の整理や備品の管理等、証拠書類の保管及び検収事務が適正に行われているか。
(3) 事業実施 状況	ア ごみ処理施設が適正に管理運営されないため、ごみ処理が滞り、住民生活に影響を与えるリスク	(ア) ごみ処理施設の老朽化対策のための適正な補修が実施されているか。 (イ) ごみの減量・リサイクルの取り組みについて努力が払われているか。 (ウ) 安定した処理体制が構築され、効果的・効率的な事業運営がなされているか。

5 監査の方法

令和 6 年 4 月 1 日から 9 月末日までの令和 6 年度上半期における所管事務事業について、芸北広域環境施設組合監査基準に準拠して監査を実施した。

提出された資料をもとに、関係書類、預金通帳、諸帳簿の照合を行い、計数の正確性などについて検証した。また、関係職員に事務の執行状況及び内容等について説明を求め、質疑応答の方法により内容聴取を行った。

6 監査の結果及び所見

(1) 令和6年度上半期の現金出納状況

歳入

款 項	摘 要	金 額 (円)	前年度 同期対比	前年度同期 金額 (円)
1款 分担金及び負担金		280,488,000	99.46%	282,009,000
1項 負担金	通常経費負担金	280,488,000	99.46%	282,009,000
	内 安芸高田市分	170,994,000	99.72%	171,472,000
	内 北広島町分	109,494,000	99.06%	110,537,000
2款 使用料及び手数料		60,238,905	115.34%	52,229,380
2項 手数料	総務手数料	425,000	108.97%	390,000
	内 許可証交付手数料	390,000	111.43%	350,000
	内 許可証書き換え交付手数料	35,000	87.50%	40,000
	衛生手数料(ごみ処理手数料)	59,813,905	115.38%	51,839,380
4款 財産収入		213,551	108.64%	196,567
1項 財産運用収入	土地建物貸付収入	137,280	119.08%	115,280
	内 土地貸付料(農園ハウス)	132,000	120.00%	110,000
	内 土地貸付料(アンテナ敷地)	5,280	100.00%	5,280
	利子及び配当金(財政調整基金利子)	76,271	93.83%	81,287
6款 繰越金		59,365,121	202.05%	29,380,708
1項 繰越金	繰越金	59,365,121	202.05%	29,380,708
7款 諸収入		6,741,806	91.73%	7,350,004
1項 組合預金利子	預金利子	48,729	136.12%	35,798
2項 雑入	雑入	6,693,077	91.51%	7,314,206
	内 古新聞・雑誌等売却代	521,884	90.70%	575,421
	内 アルミ・スチールプレス品売却代	1,875,170	86.22%	2,174,898
	内 鉄くず売却代	2,961,387	90.73%	3,264,030
	内 小型家電製品売却代	1,233,803	272.66%	452,498
	内 羽毛布団売却代	17,160	101.96%	16,830
	内 空きびん売却代	10,758	102.22%	10,524
	内 廃油売却代	2,000	—	0
	内 令和5年度再商品合理化配分金	33,223	542.77%	6,121
	内 自動販売機電気料	33,000	100.00%	33,000
	内 拾得金	3,300	6.68%	49,384
	内 令和5年度確定負担金(地方公務員災害補償基金)	1,392	—	0
	内 その他	0	0.00%	731,500
歳入計		407,047,383	109.67%	371,165,659

歳 出

款 項 目 節	摘 要	金 額 (円)	前年度 同期対比	前年度同期 金額 (円)
1款 議会費		10,400	86.46%	12,028
1 項 議会費		10,400	86.46%	12,028
2款 総務費		17,795,826	99.47%	17,890,973
1 項 総務管理費		17,792,958	99.47%	17,888,035
2 項 監査委員費		2,868	97.62%	2,938
3款 衛生費		221,971,891	103.71%	214,036,229
1 項 清掃費		221,971,891	103.71%	214,036,229
1 目 2 節	給料(一般職給)	15,810,000	100.76%	15,690,000
	3 節 職員手当等	10,311,100	96.30%	10,707,189
	4 節 共済費	6,067,002	98.25%	6,175,367
	7 節 報償費	131,500	109.58%	120,000
	8 節 旅費	10,760	—	0
	10 節 需用費	43,217,700	102.30%	42,245,401
	内 訳			
	ごみ袋代	9,103,523	147.61%	6,167,458
	薬品代	3,936,282	90.07%	4,370,059
	電気料	20,721,986	93.27%	22,216,585
	機器設備点検整備・修繕費	4,285,380	86.20%	4,971,450
	その他(消耗品費・燃料代外)	5,170,529	114.40%	4,519,849
	11 節 役務費	1,850,259	81.04%	2,283,208
	12 節 委託料	144,416,114	105.97%	136,283,894
	内 訳			
	焼却灰・集じん灰資源化	19,001,741	95.06%	19,988,287
	不燃残渣及び可燃性粗大ごみの資源化	14,189,582	101.01%	14,047,330
	収集運搬業務	60,174,125	100.00%	60,174,125
	施設内作業業務	20,020,000	100.00%	20,020,000
	焼却炉夜間運転業務	20,625,000	140.98%	14,630,000
	その他(点検・管理・資源化等)	10,405,666	140.16%	7,424,152
	13 節 使用料及び賃借料	1,320	1.61%	81,840
	14 節 工事請負費	0	0.00%	381,480
	18 節 負担金、補助及び交付金	118,515	338.61%	35,000
	22 節 償還金、利子及び割引料	4,221	55.18%	7,650
	26 節 公課費(公用車重量税〔2台〕)	33,400	132.54%	25,200
歳 出 計		239,778,117	103.38%	231,939,230

(2) 令和6年度上半期の資源化内訳

歳入

品目		数量 (kg)		金額 (円) 【税込】	
		6年度上半期	5年度上半期	6年度上半期	5年度上半期
古紙類	新聞	8,090	8,880	99,968	142,384
	雑誌	38,810	41,640	256,146	283,019
	ダンボール	24,400	27,120	165,110	149,160
	紙パック	200	260	660	858
	合計	71,500	77,900	521,884	575,421
金属類	アルミプレス	9,540	12,630	1,252,350	1,561,450
	スチールプレス	15,100	14,640	622,820	613,448
	鉄くず	69,030	84,780	2,961,387	3,264,030
	合計	93,670	112,050	4,836,557	5,438,928
小型家電製品		28,760	27,424	1,233,803	452,498
羽毛布団		116	110	17,160	16,830
空きびん		960	1,020	10,758	10,524

歳 出

品 目		数 量		金 額 (円) 【税込】	
		6 年度上半期	5 年度上半期	6 年度上半期	5 年度上半期
焼却灰 (資源化)		376.95 t	402.71 t	11,195,415	11,517,506
集じん灰 (資源化)		79.51 t	91.28 t	4,285,589	4,719,176
焼却灰 (運搬)		40 台	43 台	2,308,680	2,481,831
集じん灰 (運搬)		21 台	22 台	1,212,057	1,269,774
不粗 燃大 残ご み 及 び資 源 可 燃 化 性	不燃物残渣【微小金属くず等】	13,390 kg	21,900 kg	559,702	903,166
	可燃性粗大ごみ【布類・畳・衣類・木くず等】	305,200 kg	296,370 kg	6,714,400	6,503,750
	粗大切断物【家具等の切断物】	34,120 kg	33,720 kg	1,501,280	1,482,514
	紙おむつ	24,880 kg	18,960 kg	684,200	521,400
	運搬	73 台	72 台	4,730,000	4,636,500
機密文書等		18,730 kg	10,960 kg	523,160	324,720
有害ごみ (蛍光管)		2,233 kg	0 kg	783,439	0
有害ごみ (乾電池)		6,690 kg	0 kg		
容 器 包 装 再 商 品 化	無色のガラスびん	607 kg (12,140kg)	402 kg (10,040kg)	6,943	2,653
	茶色のガラスびん	1,241 kg (10,340kg)	1,349 kg (11,240kg)	18,428	12,167
	プラスチック製容器包装	94 kg (9,440kg)	65 kg (6,450kg)	6,411	4,147
不法投棄による廃ゴムタイヤ		710 kg	570 kg	15,620	12,540
木くず処分		0.00 t	2.59 t	0	41,440
一般廃棄物 (ガラスくず等) 処分		55,840 kg	53,770 kg	1,412,752	1,360,381
ガラスくず等埋立処分		92.19 t	98.70 t	910,800	980,100
一般廃棄物 (可燃物) 処分		43.30 t	—	1,667,050	0
特定家庭用機器 (不法投棄分)	テレビ	3 台	3 台	7,810	9,640
特定家庭用機器 (安芸高田市 災害廃棄物分)	冷蔵庫	0 台	2 台	0	8,470

(3) 結果及び所見

ア 収入・支出事務について

会計管理者から説明を受け、提出資料、証拠書類、預金通帳、定期証書、関係諸帳簿、芸北広域きれいセンターの保管現金調書類の点検・照合を行った結果、計数上の誤り等は認められなかった。

また、上半期の現金出納状況一覧表により昨年度と対比し変動の大きいものについて説明を求めたが、特に不審な点は見受けられなかった。

イ 契約事務について

契約関係事務については、提出された上半期の契約状況一覧表を参考に、関係職員への質問等により検査を実施したが、概ね適正に処理されていると認められた。

ごみ焼却炉夜間運転業務の委託料については、焼却炉補修時の休日昼間の運転委託等が増加している。また、本年度から環境教育推進事業としてSDGs講習会を一般社団法人に委託している。

ウ 事業実施状況について

(ア) 災害リスクへの対応

施設が被災した時の補償として、(一財)全国自治協会の建物災害共済に加入しているが、地震によって生じた損害については、てん補されない内容である。民間と比較し低額な保険料ではあるが、地震のリスクは高まっている。費用負担と保障内容については、十分精査し、補助金等の動向も踏まえながら災害時のリスクに備えられたい。

(イ) 過疎化への対応

ごみ袋販売店の廃止に伴い、ごみ処理手数料返却の支出が1件発生していた。今後、人口減少により地域の商店の閉店が増加することは必至である。ごみを出すためのごみ袋が地域で購入できない状況が予測される。食料品等を宅配している事業者にも販売を可能としたり、郵送で買える制度を検討する等、過疎化が進む中で、ごみ出しのできる環境を整備されたい。

(ウ) 住民の利便性向上への対応

小型家電製品の売却単価が上昇している。現在、小型家電の回収ボックスを役所、支所等に設置しており、回収量の増加も期待できる。乾電池の回収も行われている場所もあるが、リチウムイオン電池等は対象外である。これらの充電式電池による火災が最近増加しており、分別回収が望まれる。袋による回収では、いっぱいになるまで期間がかかり、他のごみと混ぜて出す事例もある。小型家電のように回収拠点を設けることが必要ではないかと思われる。

また、パソコン等の排出時にハードディスクを壊して出すようにと注意している場合もあるが、実際には困難である。スプリングマットの解体も簡単にはできない。今後予定されているプラスチック製品の分別回収もどのような方法になるのかまだ検討されていない状況である。

ごみの分別・リサイクルを推進するために、住民の利便性を十分に考慮した回収方法を検討されたい。

以上、今後の社会環境の変化に応じた事務執行を要望し、まとめの監査意見とする。